



第三條第一項の規定による料金を徴収することができる。

(料金を徴収することができる道路の新設又は改築の許可)

第六條 道路の管理者(都道府県知事及び市長である場合に限る。以下本條、第七條及び第十條において同じ)は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、且つ、当該道路が第三條第一項第一号及び第二号に規定する條件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 第三條第二項、第三項及び前條の規定は、前項の規定による料金について準用する。

3 道路の管理者は、第一項の規定による許可を受けようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会の諮問した上、設計図その他必要な図面を添附して、左に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 工事方法

二 工事予算及び資金の貸付希望額

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算明細

五 料金

六 料金徴収期間

七 元利償還年次計画

八 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、

申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を與えることができる。

5 道路の管理者は、第三項第一号又は第五号から第七号までに掲げる事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会の諮問した上、建設大臣の許可を受けなければならない。

6 道路の管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、あらかじめ、その統轄する地方公共団体の議会の諮問した上、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

7 建設大臣は、第一項又は第五項の規定による許可をしようとする場合においては、第三項第五号の料金に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見を聞かなければならない。

8 第三條第五項の規定は、道路の管理者が料金を徴収しようとする場合及び当該料金の額又は徴収期間を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「官報」とあるのは、「道路管理者である都道府県知事又は市長の定める方法」と読み替えるものとする。

(資金の貸付)

第七條 建設大臣は、大蔵大臣と協議の上、昭和二十七年以降三年

間を限り、前條第一項の規定により許可を受けた道路の管理者の統轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該道路の新設又は改築に要する費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。

(貸付の條件)

第八條 前條の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という)の利率、償還期限及び据置期間は、政令で定める。

2 貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、資金の貸付を受けた地方公共団体は、貸付金についていつでも繰上償還をすることができる。

3 建設大臣は、左の各号の一に該当する場合においては、前項の規定にかかわらず、貸付を受けた地方公共団体に対し、貸付金につき一時償還を請求することができる。

一 貸付を受けた地方公共団体が償還金の支払を怠つたとき。

二 貸付を受けた地方公共団体が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

建設大臣は、貸付を受けた地方公共団体が災害その他の特別の事由に因り、元利金の支払が著しく困難となつた場合においては、その申請に基づき、貸付の條件又は元利金の支払方法を変更することができる。

(報告及び検査)

第九條 建設大臣は、貸付の目的を最もよく達成するために必要があ

ると認める場合においては、貸付を受けた地方公共団体に対して報告をさせ、又はその職員をして貸付金の使用に關し、当該地方公共団体の帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

(許可を受けた者の義務)

第十條 第六條第一項の規定により許可を受けた道路の管理者は、工事の途中において、建設省令で定めるところにより、建設大臣の検査を受けなければならない。工事が完了した場合においても、同様とする。

2 建設大臣は、前項の規定による検査の結果当該道路の構造が第六條第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認める場合においては、道路の管理者に対し、当該道路の構造が同項の許可を受けた工事方法に適合することになるよう、工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 許可を受けた道路の管理者は、第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

(維持修繕費の補助)

第十一條 建設大臣は、第三條第一項の規定により新設し、又は改築した道路の管理者の統轄する地方公共団体に対し、当該道路の料金徴収期間内における維持修繕費について、予算の定めるところにより、補助することができる。

(権限の代行)

第十二條 建設大臣は、第三條第一

項の規定による権限を当該道路の管理者に代行させることができる。

(道路法の適用)

第十三條 この法律による道路の新設、改築その他の管理については、この法律に定めるものを除く外、道路法(第三十三條第三項及び第三十五條第一項を除く)の規定の適用があるものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 特定道路整備事業特別会計の経理を行うこと。

十三の三 道路整備特別措置法(昭和二十七年法律第 号)第三條第一項の規定により料金を徴収すること。

第四條第七項中「前條第十三号、第十五号及び第十六号」を「前條第十三号から第十三号の三まで、第十五号及び第十六号」に改める。

○野田国務大臣 ただいま議題になりました道路整備特別措置法案につきまして、提案の理由並びにその趣旨を簡単に御説明申し上げます。

現下の国並びに地方公共団体の財政事情にかんがみまして、道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、一定の要件を備えた道路を新設

し、または改築してその道路より通行料金を徴収することができる道を開き、これによつてその建設費を償還するというのが本法の趣旨でありまして、そのおもな点は次の通りであります。

第一点として、有料道路を新設または改築することができる者は、建設大臣、都道府県知事及び市長とすることである。

第二点として、有料道路とすることのできる道路は、通行者がその通行により著しく利益を受ける道路であること、原則として他に道路の通行の方法があつて、その通行が余儀なくされるものでないこと等一定の要件を備えたものに限るといふ点であります。

第三点として、料金徴収の対象となるのは原則として諸車及び無軌條電車とするといふ点であります。

第四点として、料金の額は、道路の通行者が通常受ける利益の限度内とし、その基準は政令で定めるといふことである。

第五点として、建設大臣は、大蔵大臣と協議の上、都道府県または市に対して有料道路の費用の全部または一部を貸し付けることができるといふ点であります。

以上がその要点であります。有料道路方式による道路の整備を促進いたしますためには、本法がぜひ必要でありますので、何とぞ十分御審議の上、御可決されますようお願いいたします。

○松本委員長 本案に対する質疑は次会に譲りたいと思ひます。御了承を願ひます。

○松本委員長 次に特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案、瀬戸山三男君外四十二名提出、衆法第五号を議題といたします。

本案は、去る十八日提案説明を終つておりますので、ただいまより質疑に入りたいと思ひます。通告順にこれを許します。内海安吉君。

○内海委員 たいま議題となつております特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案の提出理由につきましては、すでに上林山委員より代表として詳細な御説明があつたはずでありまして、ちようど私はその当時欠席しておつたのでありますから、念のためちよつと、上林山委員に承りたいのであります。それは建設委員会におきましても御承知の通りに過去三年来提唱して参りました国土総合開発法案とも言うべき法案がまさに誕生せんとしているのではありませんか、いろ／＼な各省と関連事項が多いのであります、いまだ具体的にこうという決定も見ないのであります。そこでこの特殊土帯問題につきましては、宮崎、鹿児島両県下においては最も重要な問題として取上げられ、私も三年前に鹿児島、宮崎に参りまして、鹿児島においては上林山委員より、宮崎においては瀬戸山委員より詳細に説明も聞き、実地踏査して参つたのであります。そこでもちろんこの問題も急速に解決しなければならぬ問題であります。今まさに国土総合開発法案というふうな法案も出んとしているのではありませんか、どうしてもこれは国土総合開発法案と切り離して、急速にこれを法案として出さなければならぬといふほんとうの切迫した御意見を上林山代表

より承りたいのであります。

○上林山委員 かねて理解ある態度によりまして、本法案等の成立について御指導いただいております内海委員より、建設的な御質問を受けたのであります。本法案のねらいとするところは、特殊のうちの特殊の事情を中心にして、しかも特殊の土壌による災害が非常に大きいのでありますから、これを防除し、しかも低位生産地帯の生産をもあわせて向上せしめるといふのがねらいであるのであります。

そこで幾らかこれに似たような国土総合開発法案が提案されるわけでありまして、これを切り離してやらなければならぬ理由は何か、こゝういふ意味のお尋ねであつたかと思ふのであります。それは、たゞいま立案中の国土総合開発法案は、これも特別の地区を指定して、それ／＼の關係省が総合的な開発をやらうとする法案でありますけれども、ただいま得たる成案を私どもが一瞥いたしまして考えますに、われ／＼の言つておりますところのこの特殊土帯地帯は、一部は入りましても、大部分はこれに入らないことになつておりますので、私どももいたしましては特別中の特別の地帯であるという理由において、この法案を出した方が關係地方の産業の開発を促進する意味において、あるいは行政の能率を上げるといふ意味からいつても、あるいはまた国費を有効適切に使うといふ点からいひましても、この法案の成立がぜひとも必要である、こゝういふふうに考へて本法案を提案して御審議を願つておるところであります。

なお細目についての補充的な説明が必要でありますならば、瀬戸山委員から

らお答えがあるかと思ひますので、基本的な問題だけを私お答えいたしました次第であります。

○瀬戸山委員 この特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案を国土総合開発法の改正途中に、別にこれを早くに出す必要があるか、また別に立法する必要があるかという原則については、ただいま提案者の上林山氏から御説明になつた通りであります。そこで実は内海委員も御承知の通り、国土総合開発法を具体的に実施に移すために、実施法をつくらなければならぬといふことは、当委員会においても常に長い間論議されて来ております。政府においてもこれを取上げて、数次にわたつて案を練つておりました。が、今日の閣議で決定をいたしました案は、国土総合開発法の一部を改正する法律案として、近く国会に提出される準備が整つております。ところが先ほども上林山氏から御説明がありまして、通りに、国土総合開発法のねらいは、もちろん大きく申し上げれば全国の国土を開発したいといふことである。それと、これは實際問題といたしましては空論に過ぎないのであります。そこで今回の総合開発法一部の改正も、例の特定地域に対して財政の許す限りにおいて強力にその開発を実施しなければならぬといふのがねらいなのであります。法案の條文については申し上げませんけれども、さうに相なつております。ところが幸いにいたしまして宮崎県、鹿児島県の南部の一小部分は特定地域ということに相なつておりますけれども、この法案をこらんに限つては必ずしも宮崎県、鹿児島県に限つたものでなく、特

にわれ／＼が努力いたしましたのは、先ほど御説明がありました通りに、特殊地帯である宮崎県、鹿児島県がその音頭をとつておりますけれども、その他にもこれに類似のところがあつたといふことが明らかになつて参りました。そういう關係で国土総合開発法の改正案の中にも含まれるといふことは、立法上からも、實際上の開発その他の關係から、適切ではないといふ結論に至つておりますので、それだけ提案者としてお答えいたします。

○内海委員 御両君の説明によりまして国土総合開発とは切り離して急速にやるべきものであるといふことはよくわかりました。そこで私自身が尊敬しておる上林山君並びにこの方面について練達権能な瀬戸山君、この両君の提案でありますから、およそいかなる方面からどんな横やりが入つても、これは今国会において成立するものであると私は確信いたします。そこで今度はいちようど大臣も御出席になつていらつしやいますから、この法案に対してわれわれは最も適切な法案であると信ずるのであります。直接この主管大臣としてこの問題を將來取扱われる野田建設大臣の御意見を承りたい。

○野田大臣 特殊土帯地帯に對しまして、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立して、この地帯の保護と農業の向上をはかりたい、こゝういふ御趣旨からこの法案が生まれておるのであります。この法案の適用されま土地域につきましては、私も幾たびか現地を訪れたことがあつたのであります。この土地が非常に疲弊しておりました。全国でも民度が一番低いと思はれる地域に属しておりますといふよう

なことがありまして、何とかこの地方の生産力を回復しまして、民生の安定をはかる必要があるということを今までもしばしば痛感いたしておつた次第であります。今回こういう提案がなされましたことは、私はきわめて時宜を得たことだと思つております。本法案がすみやかに成立いたしましたので、その恩恵が、この特殊土壌地帯の人々に行きわたりますことを念願いたしますのであります。

○内海委員 ただいま大臣より適切な賛成の言葉をいただいたのであります。が、何分にもこの法案が成立いたしましたので、大臣としての御決心なり、この問題の取扱ひについての御確信なりをこの際ちよつと一言漏らしていただきたいと思ひます。

○野田国務大臣 本法案の趣旨に即応いたしました最善の努力をいたしたいと思ひます。

○松本委員長 西村君。

○西村(英)委員 私がお尋ねしたいと思つておつたことの一つを今内海委員がおつしやつたわけでありまして。私もこれは政調その他で経過的には知つておりますし、概略においては賛成するものでありますけれども、ただいま内海さんのおつしやつた国土総合開発におきましては、後進地域を開発するということが一つ、災害防除の地域を上げて特定地域に指定するということが、この法案に盛り込まれて、たとえば計画をつくるのか、あるいは委員会をつくるのか、そういうようなことも、これは国土総合開発の中にいわれておることなのであります。ですから、国土総合開発の中で特定地域として災害防除

の点で指定しても同じ目的が達せられると思う。その辺について今両議員からの説明は国土総合開発の特定地域として指定したのでは、あまり線が弱過ぎる。特定中の特定であるというように御説明であつたと思うのですが、もしそういうことならば、とにかく国土総合開発というものは、あれはほんとうのベーパー・プランに終ることが多いだろう。この計画は特殊土壌について、はそういうようなことではいけないのであるから、その特定をもう少し強力に色づけるために、もつと強く考えるのだというように、もつと強く考えるに期待をいたしておると思うのであります。従ひましてその趣旨においては賛成なのであります。総合開発の点はやはり予算の面で非常に弱い。もしかりにそういうことであるとするれば、これは提案者に聞くよりも、政府に聞きたかつたのですが、第九條の政府がこれによつてこの地域の災害防除その他について予算を計上しよう、あるいは調査その他の予算を計上しようというのを、考えなければならぬと思うのであります。が、一体この特殊土壌の地域に対する予算はどういう種類のものを、どういふふう計上するの、この点について提出議員もおそらく希望があると思ひます。なお政府の方も出席いたしておれば、一体どういふふうな予算が、この第九條が問題なのですが、この点をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○上林山委員 もつともな御質問だと思ふのであります。先ほど内海委員の質問にお答えした通り、国土総合開発法は予算措置あるいは行政措置等から考えてみて、あまり期待することができない、あまりにも計画が大きいく、あまりにも漠然としておる点が見受けられますので、今までのいきさつにかんがみて期待を多くすることができない。そういうものを待つておつた日には、非常に特殊の事情によつて災害も多く受けておるし、しかも低位の生産地であるという点から考えまして、どうしてもわれわれは特別の立法をする必要があるというのを申し上げたわけでございますが、さらに同じような審議会もつくり、同じような地域も指定して後進地を推進して行く総合開発法であると言われるのであります。それと、われわれの言つておる特殊土壌地帯は、ただいま考えられてい

る法案の中にはこれは含まれない、含まれるとしても一部しか含まれないといふふうな、われわれは解釈してしまつて、先ほど申し上げた趣旨によつてできるだけ特別立法をしていただくなければ間に合ふぬというように考えているわけでありまして。

○西村(英)委員 端的に申しまして、第九條で、今の上林山さんのお話ですと、建設省関係の公共事業が予算に盛り込まれておる。それから農林省関係の土地改良が予算に盛り込まれておる、こういうふうな了知してよろしゅうございませうか。また現在のこの法律はおそらく積雪寒冷地帯の類似法になつておると思ひますが、そうしますとこの法律を施行する費用について建設省と農林省にそれぞれ調査費というものがのつかることになりますかどうですか、その辺この予算の関係は農林省と建設省であるか、もう一点お伺ひいたします。

て、審議会の答申によつて最終的にはこれをきめて行つてもらわなければならぬわけでありまして、われわれ提案者の希望の問題があるだろう、こういうお尋ねでありますので、われわれの希望を申し上げますならば、これは道路、河川港湾、海岸堤防あるいは耕作地帯というふうなものを含んでおるわけでありまして、これは普通の措置ではどうしてあつた脆弱な特殊土壌の災害を防除することも、復旧すること非常に困難である、こういうふうな考へておるわけでありまして、さらに私の答弁漏れがございまして、瀬戸山委員から説明していただきたいと思ふわけでありまして。

○瀬戸山委員 お答えいたします。どういふ関係の事業かと言われたときに、上林山委員から御説明がありました。これは法案の條文を逐條的に御説明をこの前もいたしたのであります。が、ここに書いてあります特殊土壌、シラス、ボラ、コラ、アカボヤその他特殊な火山の噴出物、そのほか花崗岩

の風化土等の侵蝕されやすい特殊な土壌、花崗岩の風化土といふのは大体瀬戸内海の沿岸に相当するところで、あの地方ではまさという方言で漢字では真砂と書くそうですが、そういうようなことで非常に侵蝕を受けやすい。そこで工法も普通の土壌のような工法で砂防その他をしても少しもたないという実情にあります。現在農林省でもまた建設省でも特別な工法を研究して試験的に施工いたしておりますが、その結果相当たび／＼の台風にあつても、この工法で行けばさす砂防その他は確実であるという実績を示しておる状態でありまして、こういう特別な立法をお願いすることになりましたが、予算の関係は建設省と農林省にまたがるものが多いのであります。現在建設省では特にシラスという項目を立てて予算を組んでおられます。農林省の方では昭和二十六年度において千二百万であつたかと思ひますが、特にシラス対策という項目をあげて予算を組んでおられます。二十七年度においては四千万円の予算を組んでおられます。これは特にシラス対策という名前をあげておられます。これはもちろん砂防が一番の問題なのでありますが、そのほか砂防と同時にそういう特殊の土壌が多量に崩壊して下流に流れて畑をつぶし、それから河川を荒らすということから、河川の改修、また道路もきわめて侵蝕を受けやすいところから、道路については特に堅固なる側溝をつくるということが、道路建設にはどうして必要な面でありまして、あの地方の道路がきわめて崩壊しやすいのは、側溝がなくて、雨のたびにただちに川になる。一夜にしてきのうの道路が全然姿

もなくなるという状態を呈しており、また、そのうち特別な工法と、また相当巨額の資金を要する。しかしながら地方の財政状態では、そういう崩壊して行く日本の国土の一部を保全する力がありませぬ。政府においても数年間研究いたしまして、安本の資源調査会ですか、そこからも報告書を出しておるような状態でありませぬ。予算の面では主として建設省と農林省に關係しておると御承知願ひたいと思ひます。

○西村(英)委員 もう二点ほどお伺ひしたいのです。大体予算のことはわかりましたが、この地帯と申しますか、第二條は、審議会をつくつてそれでこの法律に明示しようなところを指定するのであります。これは提案者がよく御調査になつておると思ひますが、現在県別に考へて、一体日本の全体にわたつておおよそどういふところがこの法律で取上げられるかといううなところ、もしわかつておりましたならば結局どういふところが対象になるかというところを県別に、審議会は別にやるかもしれないませんが、あなたの調査でおわかりになつたらひとつお示し願ひたい。

○上林山委員 先ほども瀬戸山委員からお答えした通り、これは安本において三年前だつたと思ひますが、調査を開始いたしました、そうしてシラス、ボラ、コラ、その他火山噴出物の特殊地帯に對して特別の対策を講ずる必要があるというところを、安本長官から吉田総理大臣が答申をいたして、おのりでありませぬが、その資料によつても、ただいまの御質問の趣旨に答へるような調査が詳しく出ておりますから、そう

いう点を御参考に願ひたいのであります。

さらに私も提案者として考へておる点は、鹿児島県がほとんど八五〇程度、宮崎県が七五〇程度、さらに火山を持ちますところの熊本県の一部あるいは大分県の一部、こういうような方面を含み、さらに広島県の花崗岩風化土のごときもこれに含むものといふふうになつておるのであります。その他審議会の審議の結果によれば、あるいはもう少しくらいはふえる可能性があるのであるか、こういうふう

○西村(英)委員 これはもう蛇足になるかと思ひますが、資源調査会の参考書の話が出ました。資源調査会の参考書を私はことなまでは見ておりませんが、鹿児島県の生産性が低い、これは上林山委員は鹿児島県出身でよく御存じだと思ひます。ところであの調査に出たおのりのは、結局人口の割合と国民所得の割合とを比較してあるわけですが、鹿児島県のみにして言へば、この鹿児島県の低生産性といふのは、これは単に災害のみではなかつた、これは思ひます。災害以上にはなかつた、これは非常に入つておる。これは言うまでもなく農業人口が非常に多いこと、そのためにあつた数字が出ておるであつて、必ずしもシラスのみが影響してあるかどうかわかりません。これは私が言うまでもなくよく御存じだろつと思ひますが、鹿児島県の生産性を上げるというところは、この法律による部分があるかもしませんが、この法律のみによつては救済はできない、私は思ふのであります。上林山さんの意見はどうでありませうか。

○上林山委員 西村委員の御意見は、ごもつともな御意見だと私も思つておりますが、ただ鹿児島県の経済が非常に悪いというの、単に人口が多いといふのと所得が少いといふ点だけで基準をとつてあるのではないか、この特別立法をやつたがために所得がふえるといふことにはならないのじやないか、こういうふうな趣旨の御質問であつたかと思ふのであります。鹿児島県の農業状態を申し上げますと、普通日本平均から言いますと、農家の規模は一戸当たり大体八反くらいになつておりますけれども、鹿児島県はこれが五反程度になつておる。またそういうものが非常に多いといふようなことなど、所得の少い大きな原因である、年々災害が二回も三回も一年間に起つておるといふようなこともその大きな原因であります。御承知の通り、こういう脆弱地帯に土壤があるために、ほかのところよりも災害の起る率が非常に大きく、あえて一戸当りの努力をさらに苦心してやつてみても、ほかの平均に追いつかない状態になつて来る。ことに低生産地帯の反当収入を調べてみますと、普通の反当収入がかりに畑で二石なら二石あるとすれば、低生産地帯はその四分の一くらい反当の收穫しか上げておられません。こういうような実情から考へてみまして、おつしやる通り、特殊土壌の立法をやつて、予算措置をやつただけでは、決して鹿児島県の経済が急カーブを切つて向上するとは思ひませんが、これが非常に大きな特殊事情による、この経済的なマイナスといふものは、これは想像以上であると私も考へておるのであります。この点御意見を願ひたいと思ひます。

○西村(英)委員 私はこれで終ります。

○松本委員長 次は御案内いたしました議題に基づきまして、連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案、内閣提出第九八号を議題といたします。まず政府側より提案理由の説明を聴取いたします。特別調査長長堀井啓治君。

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案

連合国軍人等住宅公社法(昭和二十五年法律第八十二号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 連合国軍人等住宅公社(以下「公社」といふ)は、この法律施行の日において、解散する。

3 この法律施行の際現に公社に属する権利義務は、国がその時に置いて一般会計に承継するものとす。

4 特別調査長は、特別調査庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)第三條に掲げる事務の外、公社の解散に關し必要な整理事務を行うことができる。

5 内閣総理大臣は、公社の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、公社の解散の登記を嘱託しなければならない。

6 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、直ちにその登記を

しなければならない。

7 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 特別調査庁設置法の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号を削る。

9 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一号の三を削る。

10 附則第六項の公社の解散の登記の登録税については、なお従前の例による。

11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号の六の二を削り、同條第六号の六の三を同條第六号の六の二とする。

12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第二号中「及び連合国軍人等住宅公社」を削る。

13 公同等の予算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

14 公社の昭和二十六年年度の決算については、なお従前の例による。

この場合において、公社の行うべき事務は、特別調査長官が行ふものとする。

15 予算執行職員等の責任に關する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正す

る。

第九條第一項中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

16 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「連合国軍人等住宅公社」を削る。

○堀井政府委員 連合国軍人等住宅公社は、昭和二十五年一月二十七日付の總司令部覚書第二〇七六号に基きまして、連合国軍人及び軍属並びにそれに随伴する家族のための住宅を建設し、これを連合国軍人等に賃貸することを目的として設置された公法上の法人であります。これが建設のための経費は米國対日援助見返資金特別会計より借入れて充当していたのであります。従来は連合国軍人等より直接徴収していた賃貸料をもつて米國対日援助見返資金の元利金の返済に充てていたものであります。しかるに昭和二十六年五月五日付の總司令部覚書第二一五号の発出によりまして、前述の住宅は調達要求書に基いて連合国軍人等に提供することとなり、その賃貸料は終戦処理費より支出いたしました。住宅公社の収入として計上され、公社は單なる中間機関となつてその存在意義がなくなりまして、事務の簡素化、経費の節減の見地より廃止することが適当であると考えられます。

そこで本法案につきましては、まず連合国軍人等住宅公社法を廃止するとともに公社を解散することとし、次に公社法廃止に伴う経過措置を規定しております。すなわち、第一に公社解散に伴つて、公社が有していた權利義務

は國が一般会計において承継することとし、第二に公社解散後の所要の整理事務は特別調達庁において処理し、第三に公社法廃止に伴つて關係法令の改正を規定することとしたしておる次第でございます。

以上をもちまして連合国軍人等住宅公社法を廃止する法律案につきましての提案理由を説明いたしました次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、御可決願ひたいと思ひます。

○松本委員長 本日議題を追加いたしました。建設行政一般に関する質疑を継続することといたします。池田委員。

○池田(肇)委員 私は今利根川治水と関連いたしまして非常な問題になつておる小貝川合流点のつけかえ工事問題について當局に質問いたしたいと思ふのであります。

その前に断つておきたいのであります。私が、私は決して小貝川合流点のつけかえ工事に故意に反対するものではなくて、むしろ小貝川の治水を根絶する一つの方法としてきわめて適切な工事である。しかしながら現在の建設省の案は、これは今までの経過から見て技術的にも、あるいはその裏面の事情から見ても納得できがたい、そういう観点から建設省に質問したいと思ふのであります。

市川町長の山田正雄君がいろ／＼なパンフレットを出しておりますが、この山田町長も、必ずしも小貝川の合流点のつけかえに反対しているのではないようであります。小貝川の合流点のつけかえは、われ／＼が反対しているからできないのではない、官僚的設計

が不完全だからできないのだ、いな小貝川、ひいては利根川の治水に自信がないから、反対を受けるような愚案をもつともうしく発表して、内心は反対されて喜んでゐるのである、こういうふうな言つてゐるのであります。はたしてそうとするならば、これはまたとに大問題であると思ふのであります。まずその点につきまして、愚案ではない、あるいは愚案なら愚案と率直にお答えを願ひたいと思ひます。

○目黒政府委員 時間がかかりますが、少し経過を説明した方がよいと思ひますので、地図によつて御説明することといたします。

御承知の通りに利根川問題は、昭和十年、十三年の大洪水から取上げられまして、この根本改修をやらなければならぬといふことになつたのですが、その後十六年に大出水がありまして、小貝川改修計画といふものを一応立てたのであります。御承知の通りに利根川で一番弱いと思はれるのは小貝川のところであります。これが十六年のときには一万立方メートルといふのが一万三千立方メートル、こうなつたので、これはどうにもしようがないといふので小貝川を取上げて改修計画を立てたのですが、その改修計画は、われ／＼の先輩の富永博士がつくりました富永案といふのがあります。なぜこういふふうにつけかえ工事をしなければならぬかといふのは、布佐と布川の間の非常に狭窄になつてゐますので、利根川の水がこでせきとめられまして、これが現在小貝の方に逆流して行きました水位が上がるわけです。そこで昭和十年あるいは十三年、十六年、それから一昨年これに切れたわけです。十年に

切れましたのはこの辺が切れてまして、この數万町歩が全部水が出て大災害を受けました。その次に切れましたのがこの付近であります。それから最近切れましたのは、こちらが幾らか丈夫になつて北相馬の方に新しい事件が起つたのであります。そこでこの狭窄部があつたのでどうにもしなかつたが、この案で、これを下流の方に付けかへるといふ案を一応つくつたのであります。これが十六年であります。ところが十六年にこれをつくりましたが、この付近が反対を起しましてそのままになつておつた。最近になりました。二十五年に切れましたので、われわれとしてもこんな危い小貝をほつておくわけに行かないといふので、知事の方にこれの促進方を頼んだのであります。もちろん知事としてもこれは捨ておきたいものでありますので、知事は二十四年の六月ころから小貝川総合開発委員会といふものをつくつておりまして、地元の代議士の小野瀬さんがその委員長となり、副委員長は橋本代議士がこれに携つておつたのです。この委員会を開催して、まずこの案を検討したわけでありまして、しかしなか／＼これが反対を受けましてどうにも方法がない。いろ／＼比較検討して案をつくりましたが、いづれにしてもこの辺にかかる。どこに持つて行くとかかつた者は大反対であります。そこで第三回だと思ひますが、この案は白紙にもどして建設省でひとつ技術的につづなものをつくつてくれ、おまかせするといふ注文が委員会の方から出たわけです。そこでわれ／＼としては、いろ／＼検討してみた結果、結局これに堰割りをつくつて、この赤の

線のように持つて行くといふ案を昨年の八月に発表したわけでありまして、ところがこれが愚案だといふのが地元布川町長の話であります。というのは、こちらにも相当な犠牲がある。布川町長が反対しているといふのが現在までのいきさつであります。その間にいろ／＼な発表の過程におきまして、発表の言葉の問題あるいはその他の問題でいろ／＼トラブルがありまして、現在布川町長の反対しておりますのは、言葉の表現の仕方の問題をいろ／＼とらまえてやつて来ております。しかしながら簡単に言ひますと、この案は愚案でも何でもなく、最喜の案である。といふことは、これはわれ／＼が一方的にきめたわけではないのであります。われ／＼の大先輩の技術者がこれに關與してくだされ、もちろんこの案をつくられた富永博士も御關與されて、これならよいといふことに相なつたからであります。もちろんこの案とこの案との時代的な計画の変化はあります。利根川が栗橋の上流で切れた水害のあとに水量が今までより多くなつて、一万七千方メートルの水量を流すためには、上流においてダムで三千立方メートルを流さなければならぬから、布川の上流方面から放水路をつくつて千葉に流さなければならぬといふ案をつくつたのであります。でありますから、この時代とこの時代とは多少時間的な数字的な変化があります。布川町長の山田さんは、この時代の数字をとらまえて改修計画の数字の誤差を多少指摘しておりますが、これは技術的に何ら心配がなく、説明できるものと考へております。以上簡単であります。



過になつております。

そこで最近、これはもう非常に最近であります、こういうふうに通延しておつたのでは、本年度も一億円の予算をつけ、これも多少繰越さなければならぬという状態であります。来年もまたさらにこの事業を推進しなければならぬ。利根川として一番弱い所を放任するわけには相ならぬので、三月十二日ですか、衆議院第二議員会館に、建設大臣の招請によつて、関係地方出身の衆参両院議員、茨城県知事、同県会議長、土木部長、建設省から、政務次官、事務次官の両次官、技監、河川局長、河川局次長、治水課長というよう

な関係者が集まりましてこの行き方を相談したのであります、何しろいまだこの辺に立入りすることさえもできないので、さしたつて立入りして調査をする段取りを進めて行きたい。そのためには土地収用法の発動というようないかがある、その準備をしようではないかというところまで結論が行つておるのであります。

○池田(兼)委員 簡単に要点を質問したいと思つたのですが、さういつたようないきさつ裏面に、山田町長が指摘しておる第一の点は、昭和二十六年で昭和十四年の決定案にのつとつて高須橋までの堤防の補強工事が完了する、そのついで完了した上流からつけかえをする、ことになるので、建設省の役人の面子が立たないというきわめて愚劣な理由から背割堤案というものが出されて来たのだ、こういつておるわけですか。この点についてはどうでしょう。

○目黒政府委員 先ほど申し上げましたように、技術的問題といつたし

ては、いかなる質問に對してしても十分回答するだけの自信は持つておるものであります、山田さんが裏のいろいろな何かを取上げて質問されるので、わからない問題も実はあるのでありまして、その回答はなかなか困難を感じております。技術的問題になるといかなることでも十分に回答はできると思ひます。

○池田(兼)委員 もちろん河川局長は技術者ですから、技術的な点で建設省の最後案というものが最上の案であるという説明はできることだろうと思ふのであります。ところが山田町長は、建設省の案というものが最上の案であるといふようなことは絶対に考えられないといつておる。そうだとするならば、最初の案のときには最上の案でこれを強行すると言つた、ところが反対されたために今度の案になつたのだ。反対されるならば建設省といふものは幾らでも動くのだ。その陰には政界人も動いておる。その政界人に迎合してだん／＼と今度の背割堤案といふものになつてしまつたのだ。建設省が技術的に最上の案であるといふ確信を持つていない証として、今度のつけかえ工事をやらなければならぬといふ理由書の中にこういうことがある。たとへばこのつけかえを行わない場合、現在合流点より七キロ上流の岡岡までの堤防を、利根の本堤防と同程度に増強せねばならないといふことが書いてある。そうすると莫大な耕地をぶさなくとも、利根川程度の増強をやるならば、布川の町民は水底に沈みな

くても済むのだ、これはつけかえ工事という建設省の今度の案が必ずしも唯一絶対のものでないといふことを語る

に落ちてゐるのではないか、こういうことも言つてゐるのであります。この点についてお伺ひしたい。同時に山田町長と建設省と直接会つて、山田町長の疑点やその他を十分に納得させるような努力を今日までの程度続けて来たかお伺ひしたいと思ひます。

○目黒政府委員 実はい／＼の比較案をつくりました中に、これのつけかえを行わなければどうすべきかといふこともあります。それは結局逆流の問題でありますから、利根川の水位と同じような堤防の高さを持つてばやはり山田町長がお考えになつたのと、われわれの考へておるところと、技術的に相当相違があります。といひますのは、御承知の通りこれは漏れ帯でありまして、けつといふものがあり、非常に土質が悪いのであります。広い大きな堤防をつくらなければならぬといふのは、実際にそれをつくつて見ればわかるかもしれないが、しろうとの方です。それからその見当がつかないのでさういふような考へが生まれるかもしれない。でありますがこの点には工費の点で比較した表を会議のときにお渡ししてありますから、それが一番高いし、不経済であるといふ形になつておりますので、この点は御了承願ひます。と考へておりますが、その辺をもう少し承せざるにはなかな／＼努力を要するかもしれない。ただ問題は山田町長を了解させる努力を払ひなかつたのではないかと問題でありまして、実は山田町長と直接面談をしたい、われ／＼の方から出向いて行つてやりたい、しかもさういふ技術的な問題もあるから、ひとつつびを突き

合してやりたいというので、町長と時日を約して、こちらから技官と治水課長と関東の地建の局長とが出向いて参つたのであります。遺憾ながらそのときに姿をくらましたといふ事実がある。そのまゝになつておりますが、どうも約束をいたしましたも姿をくらますのであります。なかな／＼ひざ突き合はす機会がないのであります。遺憾ながら現在はそのような状態になつております。

○上林山委員 関連して……。政府委員から小貝川に関する設計の説明ないしは過去の経過を承つたのであります。が、いつまでもこの工事が進まないといふことであるならば、水害を受ける多くの地方の大問題だ、こういうふう考へられます。建設省側の意見は、われ／＼の今聞いたところでは、確かに一応の案であると考えられるのであります。けれども、当該町長である山田町長の反対の理由をただいま承つたり、あるいはできるだけ平和的にこれを解決しようとする建設省側の希望に沿わないといふような点を聞くに至つては、いつまでも当委員会としてもこのまゝにはつておくれといひたいではないか。そこでわれ／＼といひたいし、いはば、関係者を当委員会に招致して、しかるべく質疑を試みて、これが最後の結論を得たいのだと考へるのであります。ことにただいま政府委員の説明を聞く、強権発動といふか、土地収用法の適用といふかわかりませんが、さういふような処置を講ずる段階に來ておるのだ。さういふことを聞くにつけても、いづれに結論を得ようと、早急に関係者を招致して、これが解決をはかる方がいいのではないかと

思ひますので、私は委員長及び政府に對してこれが取扱いを進めてもらいたい、さういふ考へを持つております。これに對する委員長もしくは政府委員の御意見を承つておきたいと思ひます。

○松本委員長 委員長からただいまのお話に關して一言申し上げます。利根川の治水問題に關連して小貝川の改修の問題については、当委員会としても、ことに委員長としても、この経過については重大な注意を払つて、最善の努力を当局において払われることを希望いたしております。ただいまの当局の説明を聞き、なおかつ上林山委員の御意見も承りますので、当委員会としても、これについての適当な処置を至急にとつて、円満に本件の解決をするように、努力を払いたいと思ひます。ついで、さういふことについて公聴会を開くとか、あるいは関係者の意見を聴取する等の方法もありたいと思ひますが、いづれにしても、理事会を開いて、一応理事各位の御意見を伺ひ、後、委員会に諮つて、進めて行きたいと考へております。理事会はいずれ至急に御開催をお願いしたいと思ひます。その後委員会の御協議ということに運びたいと思つております。

○榎原政府委員 物事をなす場合に、反対があることは当然であります。が、しかし将来のことを考へた場合には、その反対をなだめてでもやらなければならぬ場合が多分にあると思ふのであります。ことに小貝川の問題については、今後来るべき洪水等を予想しましたときに、被害を受ける地点などを考へますと、何としてでも反対者

の意向というものを確かめた上で、これに納得させて、納得の行つた処置のもとにすみやかに解決策を講じたいという氣持を、政府としても強く持つております。一人の反対もなくということとは、あるいは困難かもしれませんが、とにかく反対者に十分納得をしていただきますして、これが解決をはかりたいという非常に強い熱意をわれ／＼は持つておるのであります。でありますから、今池田君の御質問にありまして、何カパンフレット等においても発表いたしましたようであります。建設省並びに関東地建等が、たび／＼山田さんにお会いして、ひざをつき合せて話をしようと思つても、お引受けすると言つておつてもいざとなると姿をくらましてしまつていない。どういふ事情であるか知りませんが、そういうことでは實際両者の間に話を円満にすることができないやうな事情にありますので、山田さんの御意見あるいは関係者の御意見というものを十分ここでお尋ねして、できるだけ反対者の意向というものを緩和して、納得した処置をとり得るやうにとの、ただいまの上林山委員の御発言には、政府としても全面的に賛意を表するものであります。

○池田(峯)委員 私、ただいま上林山君が提案されました、関係者を招致いたしましたして、政府当局からの説明も十分に聞いて、その上で政府が事に処する、そういうことはまことにけつこゝうなことだと考えるのであります。どうぞそういうふうにして、円満に事を運んでいただきたい。特に布川町長が技術的な問題についていろ／＼提示しております。また政治的な裏面的なこ

とについてもいろ／＼なことを書いております。これらに対しても、十分に政府当局から説明され、納得されるやうな資料を今から準備されておかれんことをお願いしておきたいと思う。

○松本委員長 本日の日程の議題に関する質疑は次会に継続することといたします。本日はこの程度で散会いたします。次会は公報をもつて御案内いたします。

午後三時五分散会